

《安城市さわやかマナーまちづくり条例（素案）に対する意見と市議会の考え方》

No	項目	意見の概要	市議会の考え方
1	全体	<p>安城市民憲章を守ることこそがさわやかマナーまちづくりと考えます。</p> <p>今回の条例は道德の問題でありゴミ・タバコ、犬のフン等言いだしたらきりがなく、また守らせる監視員が必要です。</p> <p>家庭、学校等で安城市民憲章の励行を進めることが良いと思います。</p>	<p>市民憲章の励行を進めるとともに、より良いまちづくりを進めるうえで、本条例を制定し、モラル向上及びマナー遵守を図ってまいります。</p>
2		<p>さわやかマナーまちづくりには賛成ですが、条例をつくる前にマナー運動を積極的にやるべきではと思います。</p> <p>特に犬のふん、空き缶のなげ捨てはどこの街でも多いことから、このことについてやるべきだと思います。</p>	<p>ご意見として承り、条例施行に向けて、市民等に対し十分な啓発活動をしてまいります。</p>
3	第4条（さわやかマナー推進地区）第2項	<p>第5号には、仮に住人などが自分で必要でない判断して捨てたチラシなどが、ごみ箱から散乱した場合でも、配布している会社にも責任を追及されるというニュアンスがあるような気がします。捨てた住人にモラルは必要ないのでしょうか。捨てた本人が問われる内容でないかと矛盾しています。また捨てた方が、誰かどう特定することも困難なため、配布した当事者が問われる内容なのでしょうか。</p>	<p>本条例は、さわやかマナーまちづくりを達成するためには、市民等全体によるモラル向上及びマナー遵守を図ることが必要と考えております。</p> <p>よって、第1号で捨てる人のモラル向上はもちろんのこと、第5号での配布者の遵守事項についても規定することで、両者のマナー向上を図っていくものです。</p>
4	第4条（さわやかマナー推進地区）	<p>路上喫煙禁止区域を制定されていますが、第4条第2項第4号のスマートフォン等の使用及び第5号のビ</p>	<p>今回、第4条第2項で、さわやかマナー推進地区において特に遵守を求めたい行為は、逐条解説にもあるとお</p>

No	項目	意見の概要	市議会の考え方
	及び 第6条（路上喫煙禁止区域）	ラ等の配布についても禁止する必要があるのではないか。	り様々な角度から検討した結果、選定をしました。 ご指摘のスマートフォン等の使用及びビラ等の配布については、まずは市の施策及び活動団体等の活動を通じて、市民等が自主的にモラル向上及びマナー遵守に努めることで改善を図っていきます。
5		今回の条例案は、喫煙禁止区域の設定に主眼が置かれているような印象を強く受けます。路上喫煙禁止区域を設定されるならば、歩きスマホについても禁止区域を設けるべきではないでしょうか。	No4の回答のとおり。
6	第6条（路上喫煙禁止区域）	<p>喫煙者へ十分配慮した行政施策を講じ、喫煙者と非喫煙者が協調して共存できる調和ある社会の実現が図られることを期待します。</p> <p>以下のとおり具体的要望を申します。</p> <p>「喫煙者がホッと一服できる場所を設けてほしい」</p> <p>喫煙禁止地区内に、非喫煙者の迷惑とならない箇所で、市長が定める喫煙場所を設けてほしい。</p> <p>次のとおり喫煙場所を設置されることを検討してほしい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 名鉄新城駅北・南側に2ヶ所 ● JR安城駅北側に1ヶ所 ● JR三河安城駅（新幹線）北・南側に2ヶ所 ● JR三河安城駅（在来線）北側に1ヶ所 	<p>逐条解説にもあるとおり、市長が路上喫煙禁止区域を指定する際には、区域の指定に当たって規制の影響を受ける人が出てくるため、地元町内会、商店街振興組合、日本たばこ産業株式会社等の関係団体への意見聴取の機会を設けます。</p> <p>また、喫煙場所の設置及び指定に関し、その具体的な位置や箇所数などは、今後の検討課題になるものと考えています。</p>
7		<p>喫煙者と非喫煙者が共存できる、実行性のあるバランスのとれた条例の制定を望んでいます。</p> <p>一律に喫煙を禁止するのではなく、非喫煙者に迷惑</p>	路上喫煙禁止区域を指定する際には、当該区域及びその周辺部への影響や受動喫煙に配慮した位置で、適切に灰皿が設置できる場所の確保・指定に努めます。

No	項目	意見の概要	市議会の考え方
		<p>のかからないような喫煙場所を設け、喫煙者に対して いっそうの配慮をしていただきたい。</p>	
8		<p>路上喫煙禁止区域については、私達永年の愛煙家にと っては大変大きな問題です。私達もマナーを守り吸 わない人に気配りはしています。もう少し喫煙者の人 格も認めてほしいものです。そのためにも観光地を始 め禁煙区域での喫煙場所の確保、灰皿の設置に配慮し ていただきたい。「たばこ税」により市財政への貢献 もしていると思います。</p>	No 7 の回答のとおり。
9		<p>他自治体に路上禁煙地区が設定されている条例が多 く見られますが、安城市にも路上喫煙禁止区域設定は 必要かと思えます。</p> <p>しかし、禁煙区域内にも喫煙設備を設けるようにし ないと、隣接地域での喫煙やポイ捨てが増えます。隣 接地域に住む住民に迷惑になったら、条例はマイナス になります、禁煙区域内にあっても、喫煙者への配慮 は必要と考えます。</p>	No 7 の回答のとおり。
10		<p>「路上喫煙禁止区域」には適宜の場所に喫煙場所を 設定して市内美化の効果を高める必要があると思いま す。</p>	No 7 の回答のとおり。
11		<p>たばこ税増税で喫煙者は激減していますが、依然2 兆円ものたばこ税を納め、安城市にも年13億円もの たばこ税が自動的に入り、何にでも使用できます。</p> <p>条例で路上喫煙禁止区域を設定するにしても、マナ ー向上を第一義に鉄道事業者、商店街等とも調整し、</p>	No 7 の回答のとおり。

No	項目	意見の概要	市議会の考え方
		<p>適切に喫煙場所を確保し、たばこを吸う方吸わない方が共存できる安城市を作ってもらいたいものです。</p> <p>「罰則はダメ、マナー遵守・向上を」</p>	
1 2		<p>路上喫煙禁止区域の設定については賛成です。</p> <p>しかし路上喫煙禁止区域内にも喫煙場所を設けないと禁止区域に隣接する所での喫煙が増えます。</p> <p>喫煙場所を指定すれば、喫煙者はそこで吸うようになると思います。</p> <p>条例の施行に際しては喫煙者のことにも考慮すれば条例の効果が上がると考えます。</p>	No 7 の回答のとおり。
1 3		<p>まずはマナー向上を呼びかける方が先だと思いますが、どうしても条例化という事であれば、隣接地域での喫煙やポイ捨てを防ぐために、せめて路上喫煙禁止区域に、喫煙設備を設けていただけるとのご配慮下さい。</p>	No 7 の回答のとおり。
1 4		<p>路上喫煙禁止区域の設定には賛成しますが、愛煙家の私にとっては、禁煙区域内にも喫煙場所の設置をお願いしたいと思います。</p> <p>たばこの吸い殻のポイ捨て禁止の観点からも喫煙者、非喫煙者両方への配慮が必要と思います。</p>	No 7 の回答のとおり。
1 5		<p>素案解説に記載されているたばこの吸殻のポイ捨て、歩きたばこでの火傷の危険等の問題は非常に重要であると認識しております。</p> <p>「喫煙の選択の自由」は担保されねばなりませんが、同時に非喫煙者への迷惑にも配慮する必要があります。</p>	No 7 の回答のとおり。

No	項目	意見の概要	市議会の考え方
		<p>り、第6条の路上喫煙禁止区域の指定はやむを得ないと思います。</p> <p>たばこは国が認める合法商品であり、またたばこ税の地方税収は無視できず、喫煙者を一方的に排除する主張は一考を要すると考えます。</p> <p>第6条第3項の但し書きにあるように、路上喫煙禁止区域の設定の際には、喫煙禁止区域内にも喫煙場所を設置することにより、喫煙者への配慮をお願いします。</p> <p>今後、路上喫煙禁止区域など具体的な政策を検討する際には、喫煙者と非喫煙者の公平性を担保し、喫煙者と非喫煙者が共存できる調和ある安城市の実現に向けて、十分なお議論をお願いします。</p>	
1 6		<p>東京や名古屋のように罰金制度も必要ではないでしょうか。</p>	<p>本条例は、作成する段階において、主に首都圏で行われている迷惑行為に対しての罰則導入も念頭に置き、様々な角度から検討を進めてきました。</p> <p>その結果、総合的に判断し罰則規定を設けることなく、市民意識の啓発と高揚を図り、迷惑行為を防止する条例を制定することとしました。</p>
1 7		<p>ボランティアに参加し清掃活動に従事している立場から、街美化活動を普及させていくには市民の共感を得ることが大切で、積極的な活動の輪が広がっていきます。</p> <p>条例による規制はさけるべきと考えます。マナーの普及活動に先立って、路上禁煙等の特定の行為を禁止</p>	<p>ご意見として承り、既存の街美化活動に対し影響が生じないように、十分な配慮をまいります。</p>

No	項目	意見の概要	市議会の考え方
		<p>する条例は、場所や時期、時間帯によって実情にそぐわない状況が生じ、共感が得にくくなり、かえって街美化活動の輪が育たない気がします。</p> <p>まずは、啓蒙活動に徹して支持の拡大に努めることを第一として取組んで下さい。</p>	
18	第10条	<p>条例ができると、議会が条例とは無縁になり、今の市長のときは安心だが個性的な市長のとき一任したらどんな結果になるか不安である。どんな条例でも議会承認が必要と考えます。</p>	<p>条例制定後も、議会は条例の提案者として、条例の目的実現に係る様々な活動を支援していきます。なお、この条例に限らず、条例の制定及び改廃する際には議会の議決が必要となります。</p>